

令和2年第5回那須塩原市議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年11月27日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
(議会運営委員長報告、質疑、採決)
- 日程第 3 同意第 7号 那須塩原市副市長の選任について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 報告第 31号 専決処分の報告について〔契約の変更〕
(報告)
- 日程第 5 報告第 32号 専決処分の報告について〔契約の変更〕
(報告)
- 日程第 6 報告第 33号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 7 報告第 34号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 8 報告第 35号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 9 報告第 36号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 10 承認第 14号 専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度那須塩原市一般会計補正予算
(第7号)〕
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 11 議案第 121号 土地改良事業の施行について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 12 議案第 104号 那須塩原市債権管理条例の制定について
(提案説明)
- 日程第 13 議案第 105号 那須塩原市開発行為の許可の基準に関する条例の制定について
(提案説明)
- 日程第 14 議案第 106号 那須塩原市税条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 15 議案第 107号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について

(提案説明)

- 日程第 1 6 議案第 1 0 8 号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 1 7 議案第 1 0 9 号 那須塩原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 1 8 議案第 1 1 0 号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 1 9 議案第 1 1 1 号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 2 0 議案第 1 1 2 号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 2 1 議案第 9 6 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 8 号)
(提案説明)
- 日程第 2 2 議案第 9 7 号 令和 2 年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)
(提案説明)
- 日程第 2 3 議案第 9 8 号 令和 2 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
(提案説明)
- 日程第 2 4 議案第 9 9 号 令和 2 年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
(提案説明)
- 日程第 2 5 議案第 1 0 0 号 令和 2 年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(提案説明)
- 日程第 2 6 議案第 1 0 1 号 令和 2 年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(提案説明)
- 日程第 2 7 議案第 1 0 2 号 令和 2 年度那須塩原市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
(提案説明)
- 日程第 2 8 議案第 1 0 3 号 令和 2 年度那須塩原市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(提案説明)
- 日程第 2 9 議案第 1 1 3 号 契約の変更について
(提案説明)
- 日程第 3 0 議案第 1 1 4 号 契約の変更について
(提案説明)
- 日程第 3 1 議案第 1 1 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
(提案説明)
- 日程第 3 2 議案第 1 1 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(提案説明)

- 日程第 3 3 議案第 1 1 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(提案説明)
- 日程第 3 4 議案第 1 1 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(提案説明)
- 日程第 3 5 議案第 1 1 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(提案説明)
- 日程第 3 6 議案第 1 2 0 号 那須塩原市から大田原市公共下水道への区域外流入について
(提案説明)
- 日程第 3 7 議案第 1 2 2 号 土地改良事業の施行について
(提案説明)
- 日程第 3 8 議案第 1 2 3 号 市道路線の認定及び廃止について
(提案説明)
- 日程第 3 9 発議第 1 1 号 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につい
て
(提案説明)
- 日程第 4 0 発議第 1 2 号 事務執行の適正な運用を求める決議
(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員（26名）

1番	益 子 丈 弘	議員	2番	山 形 紀 弘	議員
3番	中 里 康 寛	議員	4番	田 村 正 宏	議員
5番	星 野 健 二	議員	6番	小 島 耕 一	議員
7番	森 本 彰 伸	議員	8番	齊 藤 誠 之	議員
9番	星 宏 子	議員	10番	佐 藤 一 則	議員
11番	相 馬 剛	議員	12番	平 山 武	議員
13番	大 野 恭 男	議員	14番	鈴 木 伸 彦	議員
15番	松 田 寛 人	議員	16番	櫻 田 貴 久	議員
17番	伊 藤 豊 美	議員	18番	眞 壁 俊 郎	議員
19番	高 久 好 一	議員	20番	相 馬 義 一	議員
21番	齋 藤 寿 一	議員	22番	玉 野 宏	議員
23番	金 子 哲 也	議員	24番	吉 成 伸 一	議員
25番	山 本 はるひ	議員	26番	中 村 芳 隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市 長	渡 辺 美知太郎	副 市 長	片 桐 計 幸
副 市 長	渡 邊 和 明	教 育 長	月 井 祐 二
戦略推進局 政策審議監	亀 井 雄	企 画 部 長	小 出 浩 美
総 務 部 長	石 塚 昌 章	総 務 課 長	五 十 嵐 岳 夫
財 政 課 長	村 松 一 紀	市 民 生 活 部 長	鹿 野 伸 二
気 候 変 動 対 策 局 長	黄 木 伸 一	保 健 福 祉 部 長	田 代 正 行
子 ども 未 来 部 長	後 藤 修	産 業 観 光 部 長	富 山 芳 男
建 設 部 長	大 木 基	上 下 水 道 部 長	磯 真
教 育 部 長	小 泉 聖 一	会 計 管 理 者	高 久 幸 代
選 管 ・ 監 査 ・ 固 定 資 産 評 価 ・ 公 平 委 員 会 長 事 務 局 長	板 橋 信 行	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	田 代 宰 士
西 那 須 野 支 所 長	久 留 生 利 美	塩 原 支 所 長	八 木 沢 信 憲

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 増 田 健 造

議事調査係長 佐々木 玲男奈

議事調査係 飯 泉 祐 司

議事課長 小 平 裕 二

議事調査係 鎌 田 栄 治

議事調査係 伊 藤 奨 理

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（吉成伸一議員） おはようございます。

本日招集になりました令和2年第5回那須塩原市議会定例会は、議員各位の御参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

今年は、これまで経験したことのない1年となりました。改めて申し上げるまでもありませんが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、今年4月7日に緊急事態宣言が発令をされ、学校の長期休業、東京オリンピック・パラリンピックの延期、そして、我々に関係する地域の様々な行事、催し等が中止を余儀なくされ、我々の日常生活が一変をいたしました。

明るい話題として、海外では新型コロナウイルスのワクチンの開発に成功し、アメリカではワクチンの緊急承認がされ、早ければ、この12月からワクチン投与が開始されるとの報道もございます。

11月に入り、全国各地でコロナ感染者が一举に増加をしております。あわせて、季節性のインフルエンザとの同時流行も、今後大変に心配をされるところでございます。

今議会も9月定例議会同様、引き続きコロナ対策を行いながらの議会運営としてまいりますので、皆様方の御理解、御協力をよろしく願いをいたします。

さて、年末の風物詩となりました新語流行語大賞にも、「ステイホーム」、「新しい生活様式」、「クラスター」、「オンライン〇〇」、「PCR検査」、「濃厚接触者」等々、新型コロナウイルスに関連する用語が数多く、今回ノミネートされ、まさに今年を象徴しております。

このような中、議会は、先週20日金曜日にオンラインによる初めての議会報告会を開催いたしま

した。昼、夜合わせて29人の市民の皆様の参加をいただき、その中には高校生も多数参加をしてくれました。

今回のテーマがコロナ禍での新しい生活についてであり、様々な御意見をいただきましたので、今後の議会の活動にもぜひ生かしていきたいなど、そのように考えております。

本定例会は、1会派の会派代表質問、そして15人の議員の皆さんが市政一般質問を行います。活発な議論が交わされることを大いに期待をしております。

本定例会には、市長提出として36件の議案が提出されることになっております。議員各位には慎重に審議を尽くされ、また議会運営につきましても特段の御協力をお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまより令和2年第5回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26名であります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

○議長（吉成伸一議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉成伸一議員） まず初めに、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に

11番 相馬 剛 議員

12番 平山 武 議員

を指名いたします。

◇

◎市長挨拶

○議長（吉成伸一議員） ここで、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 渡辺美知太郎登壇〕

○市長（渡辺美知太郎） 令和2年第5回那須塩原市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、今定例会では、本来であれば昨年中に議会に提出すべき議案が含まれていることを御報告申し上げます。正式な手続を経ずに、事業を実施してしまったこと、議会の皆様、市民の皆様に、深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

さて、議長からもお話がございました、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染者が日に日に増えてきております。第3波ではないかといった見解がなされている中、市議会の皆様におかれましては、委員会のオンライン化、または報告会をオンラインで行うなど様々な取組をされております。また、議会につきましても、感染対策をしていただき、心から感謝を申し上げます。

那須塩原市では、持続可能な那須塩原市観光モデルを実践中であります。この新しい観光モデルを行う大きな目的は、コロナ禍においての観光というのは、観光客や観光事業者のみならず、市民を含めた三者が、観光を行うことについて理解を得ることが目的であります。

そして、そのためには、1つ目、安心・安全、信頼であります。PCRの月1回の検査をはじめとする安心・安全をできる限り見える化をする。2つ目がウェルネス。日本一、感染対策を取るこ

とによって、本市のウェルネスのブランドを向上させる。3つ目が責任ある観光。レスポンスブルツーリズムの実践であります。

そして、もう一つ、この新しい観光モデルには目的があります。それは、予測不能なリスクから観光事業者を解放するというものであります。

予測不能なリスク。これは観光だけではなく、イベント、市内のイベントやコミュニティ活動といった一般的に感染リスクが高いのではなかろうかと思われることについて、今は感染者が少ないから事業を、イベントを行ってもいい。今は感染者が多いから控えてくれないか。そうしたことが続くと、予測不能なリスクがいつまでも付きまとうのではないかと、そういった懸念があります。

そこで本市については、観光をはじめ、自治会活動やイベントについては、基本的にはこの条件とこの条件さえやってくれば事業、あるいはイベントを行ってもいい。持続可能な取組の一つであります。

そして、12月から議会の皆様のお力添えにより、責任ある観光、レスポンスブルツーリズムが実践されます。入湯税が引上げをされ、市民の方が、例えばPCR検査を格安で受けることができるといった、新型コロナウイルス感染症対策で、観光によって恩恵がもたらされることを実感できるような取組を今後考えてまいります。

また、来年の2月から、認証制度の申請受付も始まります。新型コロナウイルス感染症のみならず、先日24日では、本市で死亡したイノシシから豚熱の陽性反応が見られました。また、西日本をはじめとして、鳥インフルエンザの発見もされています。これからも、市民の生命、健康、そして市の衛生環境の保全、これについて尽力をしたいと思います。

さて、今回の市議会定例会に提案します議案に

つきましては、人事案件が1件、令和2年度補正予算案件が8件、条例の制定及び一部改正案件が9件、契約の変更案件が2件、指定管理者の指定案件が5件、公共下水道への区域外流入案件が1件、土地改良事業の施行案件が2件、市道路線の認定及び廃止案件が1件、専決処分の承認及び報告案件が7件の合わせて36件であります。

この後の提案説明の中でお示しいたしますが、行政執行上、いずれも重要な案件でございますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。また、御決意を伺いまして、挨拶とさせていただきます。

○議長（吉成伸一議員） 市長の挨拶が終わりました。



◎会期の決定

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、11番、相馬剛議員。

〔議会運営委員長 相馬 剛議員登壇〕

○議会運営委員長（相馬 剛議員） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会における会期の日程、議案の取扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、去る11月20日金曜日、午前10時から303会議室において、委員7名、正副議長、市長以下執行部関係者出席の下、議会運営委員会を開会いたしました。

まず、本定例会の会期については、本日11月27日から12月17日までの21日間とし、会期内の日程

の詳細は、配付された会期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出される案件は、市長提出案件として、人事案件1件、補正予算案件8件、条例の制定及び一部改正案件9件、契約案件2件、指定管理者の指定案件5件、その他の案件4件、専決処分の承認及び報告案件7件の計36件です。

これらの取扱いについては、同意第7号の人事案件1件、議案第121号の土地改良事業応急工事計画案件1件、承認第14号の承認案件1件を即決案件とし、議案第110号の条例案件1件については、国家公務員に関する給与法の改正案が国会でまだ可決されていないことから、本日ではなく11月30日に採決を行います。

また、即決案件4件と報告案件6件を除く26件については、関係常任委員会へ付託し、審査を行うことといたします。

次に、追加案件としては、市長提出による追加案件が5件予定されております。損害賠償の額の決定及び和解に関わる専決処分の報告について5件、いずれも示談が調った場合、追加案件として提出される予定でございます。

なお、この5件の議案が提出された場合には、即決扱いといたします。

議会提出案件としては、条例案件1件、その他の発議2件の計3件でございます。発議案件については、本日即決扱いとし、条例案件については執行部案件同様11月30日に採決を行います。

次に、議会提出の追加案件としては、この後にございます陳情の審査結果によっては、意見書の提出が予想されます。その場合、最終日に追加上程し、即決扱いといたします。

次に、議案に対する質疑については、先例のとおり行うこととし、一問一答方式により、時間は1人15分以内、討論は先例のとおり行うこととし、

1 議題につき 1 人 10 分以内、賛成、反対、各 5 人までといたします。

なお、討論通告書の提出期限は 12 月 10 日木曜日の午後 5 時といたします。

次に、会派代表質問は、先例のとおり行うこととし、通告に基づき項目ごとに一問一答方式により行い、時間は答弁を含め 1 会派 70 分以内とし、議員質問席で行うことといたします。

今回、通告は 1 会派であり、11 月 30 日に行います。

市政一般質問は先例のとおり取り扱うこととし、通告書に基づき、項目ごとに一問一答方式で行い、質問時間は答弁を含め 1 人 60 分以内、議員質問席で行うことといたします。質問通告者は 15 名であり、日程上、12 月 1 日から 3 日までの 3 日間に 4 人ずつ、4 日は 3 人とし、議案質疑は 4 日金曜日の一般質問終了後に行います。

なお、各常任委員会は 12 月 7 日から 9 日まで、1 日ずつ議場で行うこととし、委員会中継を行います。

以上が、議会運営委員会における審査の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

○議長（吉成伸一議員） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から 12 月 17 日までの 21 日間とし、議案の取扱い等についても、議会運営委員長

報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期及び議案の取扱い等については、議会運営委員長報告のとおりといたします。

◇

◎同意第 7 号の上程、説明、質疑、
討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第 3、同意第 7 号 那須塩原市副市長の選任についてを議題といたします。

本件について、戦略推進局政策審議監から退席願いが出ておりますので、これを許可いたします。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 17 分

〔戦略推進局政策審議監 亀井 雄退席〕

再開 午前 10 時 18 分

○議長（吉成伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 渡辺美知太郎登壇〕

○市長（渡辺美知太郎） 同意第 7 号 那須塩原市副市長の選任について御説明申し上げます。

本案につきましては、片桐計幸副市長が任期満了に伴い令和 2 年 12 月 31 日をもって退任をするため、その後任として亀井雄戦略推進局政策審議監を新たに副市長として選任いたしたく、地方自治法第 162 条の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであります。

亀井氏は、平成19年に環境省に入省され、水・大気環境局総務課長補佐、環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官室参事官補佐、同局廃棄物規制課長補佐を歴任され、令和2年4月から本市の戦略推進局政策審議監を務めております。

世界中で、今環境という分野が一つの分野ではなく、もはやE S G投資やS D G sのように、経済の普遍的な価値観となりつつあります。

そして、このコロナ禍において、コロナ後の社会を論ずる中で、持続可能性の観点がますます重くなり、そしてその持続可能性の中において、環境というウエートがますます高くなってきております。

そして、我が国においても、菅内閣において、2050年の脱炭素化への取組も始まり、我が国でも、世界には遅ればせながら、環境政策への取組が強くなってきました。

しかし、我が国ではまだまだ環境政策に精通している人材が十分であるとは言えません。恐らく今後、環境政策に精通している人材の争奪戦が始まることと思います。

今、環境省から全国に出向している職員は27人しかいません。特別職は一人もいません。もし、この人事に御同意いただけるのであれば、日本で唯一環境省から出向している特別職が誕生をいたします。

コロナ後の社会を考える中で、環境政策にしっかりと打ち出しをつけ、コロナ後の社会、分散型社会、省庁の移転、そして、環境政策に力を入れている、例えばR E 100に加盟をされている企業誘致といった環境面で、市民が多くのメリットを享受するためには、亀井雄氏の選任が必要であります。

議会におかれましても、何とぞ御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第7号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第7号 那須塩原市副市長の選任については原案のとおり同意されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

〔戦略推進局政策審議監 亀井 雄着席〕

再開 午前10時22分

○議長（吉成伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎戦略推進局政策審議監挨拶

○議長（吉成伸一議員） 亀井戦略推進局政策審議監に申し上げます。

ただいま、那須塩原市副市長の選任については原案のとおり同意されました。

ここで、自席から挨拶を願います。

亀井戦略推進局政策審議監。

○戦略推進局政策審議監（亀井 雄） この度は、副市長の選任に御同意を賜り、誠にありがとうございます。

大変な重責に身の引き締まる思いであります。

私は本年4月から那須塩原市の行政に携わる機会をいただきました。

現場の最前線の行政機関である基礎自治体というのは、地域の課題や社会の変化をいち早く察知し対応できるというところが強みであり、また、それが期待されているものと感じています。

今、様々な課題がある中ですが、こうした中で市民の皆様が、今も将来も豊かに、そして幸せに暮らしていけるような町をつくるためにはどうしたらよいか、それをしっかり考え、意見を交わし、できる限りこの地域に貢献していきたいと考えています。

若輩者ではありますが、市長を補佐し、職員と気持ちを一つにして取り組んでいきたいと考えておりますので、議員の皆様のお指導をどうぞよろしく願いいたします。

〔拍手〕

○議長（吉成伸一議員） 挨拶が終わりました。

◇

◎報告第31号～報告第36号の

上程、説明

○議長（吉成伸一議員） 次に、お諮りいたします。

日程第4、報告第31号 契約の変更についてから日程第9、報告第36号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕までの6件を

一括議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、報告第31号から報告第36号までの6件を一括議題といたします。

本案について、報告、説明を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 報告第31号から報告第36号までの専決処分の報告についての計6件につきまして、一括して御報告を申し上げます。

なお、報告第31号及び報告第32号の2件は、契約の変更について、報告第33号から報告第36号までの4件は、損害賠償の額の決定及び和解について地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

初めに、報告第31号について申し上げます。

本件につきましては、平成31年第1回那須塩原市議会定例会において議決を得て契約を締結いたしました那須塩原市第2一般廃棄物最終処分場整備工事について、契約の変更を行ったものであります。

契約の変更内容につきましては、土木工事において作業ヤードを確保するための伐採工の追加と、遮水シートを固定するためのコンクリート形状の変更、建築工事における自動火災報知器の設置計画の変更により、382万8,000円を増額したものであります。

次に、報告第32号について申し上げます。

本件につきましては、令和元年第5回那須塩原市議会定例会において議会の議決を得て契約を締結し、令和2年第4回那須塩原市議会定例会において議決を得て変更契約した那須高林産業団地造成事業土木工事について、契約の変更を行ったも

のであります。

契約の変更内容につきましては、仮設工事に係る敷鉄板及び交通誘導員の施工実績に基づく変更、区画計画高さ変更に伴う盛土量の変更により、1,698万4,000円を減額したものであります。

次に、報告第33号について申し上げます。

本件につきましては、令和2年7月2日、那須塩原市黒磯地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が市道湯街道2号線を走行していたところ、対向車を避けるために左側に幅寄せした際に、路面の穴に左側の前輪及び後輪が落ち、タイヤ及びホイールを破損したものであります。

両者協議の結果、市側70%、相手側30%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金4万4,275円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで、和解が成立いたしました。

次に、報告第34号について申し上げます。

本件につきましては、令和2年7月19日、那須塩原市鍋掛地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が市道渡辺野間線を走行していたところ、路面の穴に左側の前輪及び後輪が落ち、タイヤを破損したものであります。

両者協議の結果、市側50%、相手側50%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金6万852円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで、和解が成立いたしました。

次に、報告第35号について申し上げます。

本件につきましては、令和2年7月29日、那須塩原市三区町地内において発生した事故に関し、

損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が市道西堀線を走行していたところ、路面の穴に左側の前輪及び後輪が落ち、タイヤ及びホイールを破損したものであります。

両者協議の結果、市側70%、相手側30%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金13万8,908円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで、和解が成立いたしました。

最後に、報告第36号について申し上げます。

本件につきましては、令和2年8月22日、那須塩原市共壘社地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、共英小学校が保護者の協力をいただき清掃作業を行っていたところ、下草を刈払機で刈り取った際に、跳ね上げた石が相手方の運転する車両の左後部窓ガラスに当たり、ひびが入り、割れる原因となったものであります。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手側の修理先に対し2万9,315円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで、和解が成立いたしました。

以上6件につきまして、御報告を申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 報告、説明が終わりました。

◇

◎承認第14号の上程、説明、質疑、討論、承認

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第10、承認第14号 専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第7

号)] を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 渡辺美知太郎登壇]

○市長（渡辺美知太郎） 承認第14号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）について、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めます。

今回の補正予算は、令和2年9月11日の大雨により被害を受けた道路橋梁施設等の災害復旧に係る経費について予算措置を行ったものであります。

歳入歳出それぞれ2,710万6,000円を追加し、令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を645億7,598万7,000円としたものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

[発言する人なし]

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

[発言する人なし]

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第14号については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第14号 専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）〕は原案のとおり承認されました。



◎議案第121号の上程、説明、

質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第11、議案第121号 土地改良事業の施行についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（渡邊和明） 議案第121号 土地改良事業の施行について、提案の理由を申し上げます。

本案は、令和元年7月24日に発生した豪雨及び令和元年台風19号により同年10月11日から13日にかけて発生した災害により被災した農地及び農業用施設の災害復旧工事を市の土地改良事業として施行するに当たり、土地改良法第96条の4第1項の規定により準用する同法第87条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

本災害復旧事業は、農地が金沢地区ほか14か所、農業用施設が百村地区ほか28か所の施設を対象として実施するものであり、事業費は1億1,464万1,000円であります。

本件につきましては、土地改良法上、復旧工事を実施する場合、応急工事計画の議会議決が必要であったところ、昨年中にこの議決を経ることなく実施してしまったものであり、議員の皆様並びに市民の皆様には深くおわびを申し上げます。

法にのっとり事業を有効なものとするため、本議会において追加議決をお願いするものであり

ます。

今後は、職員に法令遵守を徹底させ、こうした事態を起こさないよう万全を期してまいりたい所存でございます。

議員の皆様にはどうか御理解の上、御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

2番、山形紀弘議員。

○2番（山形紀弘議員） 先日の議員全員協議会の中で、再発防止策ということで、県が作成した大規模災害マニュアルを活用したり、災害時の各担当の役割を確認し、人員が足りない場合は応援体制を構築するというふうなことで、再発防止策を議員全員協議会のほうで示されました。

そうすると、これも人員不足とか、法律に詳しい人材の方々が欠落していて、今回の議決、議会の承認を得ないでそうなってしまったということで、この再発防止策を示していただいたんですが、この体制、どのぐらいの人数で、今後ないようにしていくのか、人数体制みたいなのはどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（富山芳男） 今後の人員体制というところでございますけれども。

まず、今回各担当のほうで割り振りさせていただきました。

去年が、現地調査とか工事設計担当が1人と、あとは補助申請担当が1名というようなところで係の中でやっていたところですけども、今後、災害といったとき、少なくとも設計担当が2人と、そして、補助事務担当が2人と。そして庁内とか県との調整、そしてこういう議会関係、そんなもので担当1人といったところをつけているところ

でございます。

そのあとは、災害の規模に応じて、この部の中で対応していきたいというふうに思っておりますので、そちらはその災害の程度、またはその農地だけではなくて今度は道路のほうも被害があるとか、そういった部分もありますので、そのような被害の状況に応じて、協力依頼をしていきたいというふうに思っているところです。

○議長（吉成伸一議員） そのほかにもございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

8番、齊藤誠之議員。

〔8番 齊藤誠之議員登壇〕

○8番（齊藤誠之議員） おはようございます。

それでは、私のほうからは、議案第121号 土地改良事業の施行について、賛成する討論を行わせていただきます。

本議案は、令和元年11月から令和3年3月までの期間で、台風19号の影響により被災した金沢地区ほか43か所の災害復旧工事を実施するもので、この事業の目的は、大雨による被災した農地及び農業用施設の機能回復を図ることとしており、応急の工事が必要として、工事費は1億1,464万1,000円の補正予算が生まれ、既にも実施をされており、その補正予算については、議会にて報告を受け承認をされております。

しかし、施行に当たっては、先ほどの議案説明のとおり、本来であれば土地改良法の規定及び議会基本条例においては、その復旧工事に当たっては計画案についても議決の必要があったにもかかわらず、議案として上程されていないため、議決

を経ず本計画案件は承認されないまま工事が実施されたことになった、極めて異例の案件であります。

執行部としては、根拠法令の十分な確認を怠ったことにより事業が進行した後の、つまり、終了後の追認議決を求めています。

これについては、意図的に上程しなかったことではなかったとしても、事務執行上、不適切であったことは明らかです。

今回の事態は組織全体としても、慎重さに欠けた不十分なチェック体制が招いた結果であり、組織全体として事務執行に当たり、関係法令を遵守し、適切に行われるべきであると考えます。

それらを踏まえながらにはなりますが、今回の事業はその目的や必要性を考えると、災害復旧という市民生活に直結したものであると同時に、今後の混乱の回避を勧告すると、計画案件については賛成せざるを得ません。

今後は、より慎重に取り扱うよう要望した上で、議案第121号 土地改良事業の施行については賛成するものであります。

以上、討論といたします。

○議長（吉成伸一議員） そのほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） ないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第121号については、原案のとおり決することによって異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第121号 土地改良事業の施行に

ついては原案のとおり可決されました。



◎議案第104号、議案第105

号の上程、説明

○議長（吉成伸一議員） 次に、お諮りいたします。

日程第12、議案第104号 那須塩原市債権管理条例の制定について及び日程第13、議案第105号 那須塩原市開発行為の許可の基準に関する条例の制定についての2件を一括議題としたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第104号及び議案第105号の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 渡辺美知太郎登壇〕

○市長（渡辺美知太郎） 議案第104号及び議案第105号の2件につきまして、一括して提案の御説明を申し上げます。

初めに、議案第104号 那須塩原市債権管理条例の制定について申し上げます。

本案につきましては、市の債権管理に関する事務について必要な事項を定めることにより、事務の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第105号 那須塩原市開発行為の許可の基準に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案につきましては、市の実情に即した開発行為を推進するため、許可を要する開発行為の面積の引下げ及び公園の設置基準を緩和する条例を制定するものであります。また、本条例の制定に伴

い、開発許可申請審査手数料の規定を改めるものであります。

以上、2件につきまして、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

◇

◎議案第106号～議案第112

号の上程、説明

○議長（吉成伸一議員） 次にお諮りいたします。

日程第14、議案第106号 那須塩原市条例の一部改正についてから日程第20、議案第112号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正についてまでの7件を一括議題としたいと思いますが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第106号から議案第112号までの7件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 議案第106号から議案第112号までの7件につきまして、一括して提案の御説明を申し上げます。

私からは、議案第106号から議案第110号までの5件について申し上げます。

なお、議案第106号から議案第108号までの3件については、地方税法または地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

初めに、議案第106号 那須塩原市税条例の一部改正について申し上げます。

本案につきましては、固定資産税に関する現所有者申告制度、新型コロナウイルス感染症等に係

る寄附金税額控除及び住宅借入金特別税額控除の特例並びに特定水力発電設備及び浸水被害軽減地区に関するわがまち特例について規定するほか、引用条項の修正を行うものであります。

次に、議案第107号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について申し上げます。

本案につきましては、浸水被害軽減地区に関するわがまち特例について規定するほか、引用条項の修正を行うものであります。

次に、議案第108号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

本案につきましては、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直しと、軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定を整備するものであります。

次に、議案第109号 那須塩原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案につきましては、現在策定を進める観光マスタープランの推進やウィズコロナ時代の新しい観光の在り方への対応、アフターコロナのインバウンド誘客推進など本市独自の新たな施策の展開が見込まれる中、観光を地域経済活性化の基幹産業としている本市としては、これまで以上に一般社団法人那須塩原市観光局との連携が必要であるため、人的支援として職員を派遣することができるよう、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第110号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について申し上げます。

本案につきましては、令和2年人事院勧告に基づいて国が改正する給与法に準じて、那須塩原市職員の給与に関する条例、那須塩原市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例、那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例の3件の条例について、一括して条例の一部を改正するものであ

ります。

改正の内容といたしましては、一般職の職員及び市長等の期末手当の支給月数を0.05月引き下げるものであります。

私から、以上、説明とさせていただきます。

○議長（吉成伸一議員） 副市長。

○副市長（渡邊和明） 私からは、議案第111号及び議案第112号の2件について申し上げます。

なお、本件は、いずれも道路法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

初めに、議案第111号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正について申し上げます。

本案は、本年4月に施行された改正道路法施行令において、地価水準の変動等を踏まえた道路占用料の額の改定が行われたことから、市の道路占用料の額について、当該改定に準じた改正を行うものであります。

最後に、議案第112号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正についてでございます。

本案は、那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正が必要となったことから、同条例と整合を図るため、改正を行うものであります。

以上7件につきまして、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

—————◇—————

◎議案第96号の上程、説明

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第21、議案第96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 渡辺美知太郎登壇〕

○市長（渡辺美知太郎） 議案第96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）について、提案の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、令和2年人事院勧告に伴う期末手当の減額及び時間外勤務手当の増額に伴う人件費の過不足調整のほか、年度内に不足する経費の追加等、喫緊の政策課題等に対応するために必要な経費について予算措置を行うものであります。

歳入歳出それぞれ23億2,341万3,000円を追加し、令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を668億9,940万円とするものであります。

また、これらの歳入歳出予算補正のほか、1件の継続費補正、5件の繰越明許費設定、23件の債務負担行為補正を行うものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

—————◇—————

◎議案第97号～議案第101号

の上程、説明

○議長（吉成伸一議員） 次に、お諮りいたします。

日程第22、議案第97号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）から、日程第26、議案第101号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）の5件を一括議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第97号から、議案第101号までの5件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 議案第97号から議案第101号までの5件につきまして一括して提案の御説明を申し上げます。

私からは、議案第97号から議案第100号までの4件について申し上げます。

初めに、議案第97号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正予算は、令和2年人事院勧告に伴う人件費の減額のほか、税制改正に伴うシステム改修に要する経費について予算措置を行うものであります。

歳入歳出それぞれ118万4,000円を追加し、令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出予算総額を129億9,711万6,000円とするものであります。

次に、議案第98号 令和2年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正予算は、令和2年人事院勧告に伴う人件費の減額のほか、保険料軽減措置見直しに伴う歳入歳出予算の不足額の調整等について予算措置を行うものであります。

歳入歳出それぞれ2,224万3,000円を追加し、令和2年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算総額を12億9,452万8,000円とするものであります。

次に、議案第99号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正予算は、令和2年人事院勧告に伴う期末手当の減額及び時間外勤務手当の増額に伴う人件費の過不足調整のほか、介護報酬改定に伴うシステム改修に対応するために必要な経費等につ

いて予算措置を行うものであります。

歳入歳出それぞれ2,984万6,000円を追加し、令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出予算総額を95億9,393万円とするものであります。

次に、議案第100号 令和2年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正予算は、令和2年人事院勧告に伴う期末手当の減額及び時間外勤務手当の増額に伴う人件費の過不足調整について予算措置を行うものであります。

歳出において、1款温泉事業管理費で58万7,000円を追加する一方、4款予備費で58万7,000円を減額して調整するものであります。予算総額の変更はございません。

以上、私からの説明とさせていただきます。

○議長（吉成伸一議員） 副市長。

○副市長（渡邊和明） 最後に、議案第101号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正予算は、令和2年人事院勧告に伴う人件費の減額について予算措置を行うものであります。

歳入歳出それぞれ2万3,000円を減額し、令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出予算総額を2億5,870万4,000円とするものであります。

以上5件につきまして、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

—————◇—————

◎議案第102号、議案第103号の上程、説明

○議長（吉成伸一議員） 次に、お諮りいたします。

日程第27、議案第102号 令和2年度水道事業会計補正予算（第3号）及び日程第28、議案第103号 令和2年度下水道事業会計補正予算（第2号）の2件を一括議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第102号及び議案第103号の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 渡辺美知太郎登壇〕

○市長（渡辺美知太郎） 議案第102号及び議案第103号の2件につきまして、一括して提案の御説明を申し上げます。

初めに、議案第102号 令和2年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正予算は、令和2年人事院勧告に伴う人件費の減額について予算措置を行うものであります。

収益的支出では、31万4,000円を減額し、補正後の予定額を25億5,142万4,000円とするものであります。

資本的支出では、12万円を減額し、補正後の予定額を19億8,855万7,000円とするものであります。

次に、議案第103号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正予算は、令和2年人事院勧告に伴う人件費の減額のほか、会計年度任用職員の新規任用に伴う予算措置を行うものであります。

収益的支出では、56万4,000円を追加し、補正後の予定額を26億2,654万7,000円とするものであ

ります。

資本的支出では、5万5,000円を減額し、補正後の予定額を18億7,687万4,000円とするものであります。

以上2件につきまして、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

会議の途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（吉成伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第113号～議案第120号、議案第122号、議案第123号の上程、説明

○議長（吉成伸一議員） 次に、お諮りいたします。

日程第29、議案第113号 契約の変更についてから日程第36、議案第120号 那須塩原市から大田市公共下水道への区域外流入についてまでの8件、日程第37、議案第122号 土地改良事業の施行について及び日程第38、議案第123号 市道路線の認定及び廃止についての2件、合わせて10件を一括議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第113号から議案第120号まで、議案第122号及び議案第123号の合わせて10件を一括

議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 議案第113号から議案第120号まで並びに議案第122号及び議案第123号の10件につきまして、一括して提案の御説明を申し上げます。

なお、議案第115号から議案第119号までの公の施設の指定管理者の指定についての5件につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

私からは、議案第113号、議案第115号及び議案第116号並びに議案第118号の4件について申し上げます。

初めに、議案第113号 契約の変更について申し上げます。

本案につきましては、平成31年第1回那須塩原市議会定例会において議会の議決を得て契約を締結した那須塩原市第2一般廃棄物最終処分場整備工事の契約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容といたしましては、大量の玉石が出土し、盛土材及び覆土材に流用する計画に支障が生じたため、掘削土をふるい、不要物を搬出するものであります。

議案第115号について申し上げます。

本案につきましては、公の施設那須塩原市営那須塩原駅東口駐車場ほか5施設及び那須塩原市営西那須野駅東口自転車駐車場ほか1施設について、公益社団法人那須塩原市シルバー人材センターを指定管理者として指定するものであります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となります。

次に、議案第116号について申し上げます。

本案につきましては、公の施設那須塩原市ふれ

あいの森については社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会を、那須塩原市シニアセンターについては企業組合労協センター事業団を、それぞれ指定管理者として指定するものであり、指定の期間は、那須塩原市ふれあいの森が令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、那須塩原市シニアセンターが令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

次に、議案第118号について申し上げます。

本案につきましては、公の施設那須塩原市塩原もの語り館については塩原もの語り館指定管理者共同事業体を、那須塩原市塩原温泉天皇の間記念公園については特定非営利活動法人塩原温泉観光協会を、それぞれ指定管理者として指定するものであり、指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

以上、私からの説明とさせていただきます。

○議長（吉成伸一議員） 副市長。

○副市長（渡邊和明） 私からは、議案第114号、議案第117号、議案第119号及び議案第120号並びに議案第122号及び議案第123号の6件について申し上げます。

初めに、議案第114号 契約の変更についてでございます。

本案は、平成31年第1回那須塩原市議会定例会において議会の議決を得て契約を締結した市道豊浦佐野線佐野開墾踏切道拡幅工事業務委託の変更について、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容といたしましては、予定していた1日当たりの作業時間を見直すことにより、人件費、機械経費及び安全費を削減するものであります。

次に、議案第117号についてであります。

本案は、公の施設那須塩原市青木ふるさと物産センターについては公益財団法人那須塩原市農業

公社を、那須塩原市地域資源総合管理施設については株式会社アグリパル塩原を、それぞれ指定管理者として指定するものであり、指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となります。

次に、議案第119号についてであります。

公の施設那須塩原市くろいそ運動場ほか6施設について、那須ヘルスセンター株式会社を指定管理者として指定するものであり、指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

次に、議案第120号 那須塩原市から大田原市公共下水道への区域外流入についてであります。

本案は、本市に住宅建築を予定する者から那須塩原市と大田原市の行政界にある那須塩原市道緑726号線内に整備されている大田原市公共下水道への接続の要望書が提出されたため、地方自治法第244条の3第3項の規定により、大田原市との協議が必要となることから、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第122号 土地改良事業の施行についてであります。

本案は、令和2年7月の豪雨による災害及び9月の豪雨による災害により被災した農地及び農業用施設の災害復旧工事を市の土地改良事業として施行するに当たり、土地改良法第96条の4第1項の規定により準用する同法第87条の5第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

本災害復旧事業につきましては、寺子地区の田1か所及び塩原地区の土砂留め1か所を対象として実施するものであり、事業費につきましては、617万5,000円となります。

最後に、議案第123号 市道路線の認定及び廃止についてであります。

本案は、市道に28路線を認定し、及び1路線を

廃止いたしたく、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定により準用する第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

認定いたします28路線は、路線の新設及び那須塩原市土地開発指導要綱に基づく開発道路の受入れに伴うものであります。

廃止いたします1路線は、隣接地権者への払下げに伴い、廃止するものであります。

この結果、市道路線数は2,888路線となります。

以上10件につきまして、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

—————◇—————

◎発議第11号の上程、説明

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第39、発議第11号 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、11番、相馬剛議員。

〔議会運営委員長 相馬 剛議員登壇〕

○議会運営委員長（相馬 剛議員） 発議第11号 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

10月7日の人事院勧告により民間給与の調査結果を踏まえ、期末手当を0.05か月分減額するもので、第1条では新旧対照表のとおり条例第5条第2項中100分の170を乗じてを、100分の165に変更。また、第2条では令和3年度以降の期末手当について100分の165を100分の167.5を乗じてに変更するものです。

附則として第1条は、令和2年12月支給分から実施し、第2条については令和3年4月1日に施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

◇

◎発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第40、発議第12号 事務執行の適正な運用を求める決議を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、11番、相馬剛議員。

〔議会運営委員長 相馬 剛議員登壇〕

○議会運営委員長（相馬 剛議員） 発議第12号 事務執行の適正な運用を求める決議について、決議文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

今定例会に提出された議案第121号 土地改良事業の施行については、令和元年7月豪雨及び10月台風に係る災害復旧のため土地改良事業を施行するに当たり必要となる応急復旧計画の策定に関し議会の議決を求めたものである。

この計画は本来議会の議決を経て作成すべきものであるが、議決を経ないまま計画を定め、土地改良事業を施行したことにより、今定例会に追認議決を求めた、極めて異例の事例であった。

本議会としては、本事業の必要性や否決により生ずる混乱の回避を勘案し、本議案を可決したものであるが、追認議決を求める事態は根拠法令の十分な確認を怠ったことによるものであり、個々の職員はもとより組織全体の不十分なチェック体制が招いた結果である。

さらに、本議会としては、平成30年9月に、事務執行の適正な執行を求める決議をしたところであり、再びこのような事態を招いたことは、結果として二元代表制の一翼を担う議会を軽んじていると言わざるを得ない。

これらのことから、執行部においては二度とこのような事態を起こさぬため職員に対する意識改革と必要な研修を行うとともに組織的なチェック体制の確立に取り組み、もってコンプライアンスの遵守と適正な事務執行の確保を図るよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和2年11月27日

那須塩原市議会

以上、発議理由の説明といたします。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第12号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第12号 事務執行の適正な運用を

求める決議は原案のとおり可決されました。



◎散会の宣告

○議長（吉成伸一議員） 以上で本日の議事日程は
全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前11時25分